※特別研究員制度をご存知ない方に、本制度を説明する際にご利用ください。

特別研究員制度の概要

特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において自由な発想のもとに主体的に研究課題・研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与える制度です。

独立行政法人日本学術振興会は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する者を特別研究員に採用し、研究奨励金を支給しています。

日本学術振興会 特別研究員 ホームページ：https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html

項　　目	内　　容
研究専念義務・研究従事時間等	特別研究員は、**採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このため、特別研究員には、以下の研究奨励金が支給されます。** 特別研究員-DC1・DC2： 200,000円／月 特別研究員-PD・RPD ： 362,000円／月 特別研究員-SPD・CPD： 446,000円／月 **※研究奨励金は、税法上、給与所得として扱われています。** ※特別研究員の全ての資格（DC、PD、SPD等）に同一の「研究専念義務」が課されています。
昇給、賞与、その他手当	なし
支払日	原則毎月２０日（その日が土日祝日の場合は翌営業日）
支払方法	銀行振込 （本人が希望する日本国内の本人名義銀行等口座へ振込みます。また、特別研究員-CPDについては、渡航先国の銀行へ振り込む場合があります。）
研究従事場所	国内外の大学等研究機関（受入研究者が在籍する研究機関）
採用期間の中断（※資格は継続）	特別研究員は、出産・育児、傷病によって採用期間を中断する場合がありますが、**中断期間中も特別研究員の資格は継続します。** また、中断期間中においても、研究を再開するための準備期間として、研究活動の一部を遂行する場合があります（この場合、本会の採用証明書では、研究再開準備支援という名称を用いています）。
税金関係	所得税は本会において源泉徴収しています。また、住民税は普通徴収（納付通知書が届いたら各自納付）となります。
保険関係	国民健康保険・国民年金等 ※各特別研究員が市区町村へ問合せの上、加入手続きを行う。

特別研究員制度に関する連絡先は、次のとおりです。

【本件問い合わせ先】

〒102－0083　東京都千代田区麹町５-３-１
独立行政法人 日本学術振興会 人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当
Mail： yousei3@jsps.go.jp
電話：（03）3263－4998
電話連絡受付時間帯： 9:30～12:00 及び 13:00～17:00